

長野県中学校体育連盟 倫理に関するガイドライン

I このガイドラインの理念と目的

【理念】

スポーツは本来、楽しいはずのものだ。選手（競技者）が胸を躍らせて競技をする。練習に生き生きと励む。生徒たちは練習や競技を通じて技術を高め、仲間との絆を深め、フェアプレーの精神を学び、成長し、心身のバランスのとれた大人になっていく。

ひたむきに競技に励む選手は周囲に共感と呼び、学校や地域に笑顔の輪を広げる。スポーツ文化はそのようにしてはぐくまれる。スポーツは明るく創造的な環境で親しまれるべきだ。卑屈で陰湿な暴力行為やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）は、自由で伸びやかな自己表現であるスポーツと対極に位置するものであり、スポーツに入り込む余地があってはならない。

役員・指導者・競技者等は、スポーツを愛する者として、自らその品位を保持し、お互いに人格を尊重し合わなければならない。各人がこのことを十分に理解することが、セクハラ・暴力行為等の倫理に反する行為を防止する上で、もっとも重要なことである。社会全体が暴力行為やセクハラ根絶に取り組む中、運動部活動の指導においてもこうした動きに同調しなくてはならない。

【目的】

1. このガイドラインは、本連盟に加盟する全ての学校の生徒及び指導者（外部指導者も含む）が、暴力行為・セクハラ等の倫理に反する行為を行うことや、それら行為により被害を受けることの防止を目的とするものである。
2. このガイドラインは、運動部活動（スポーツ）に関する指導（コーチング）等を制限することを意図するものではない。むしろ、このガイドラインの理念と内容が正しく理解されることにより、より効果的な指導（コーチング）がなされ、また多くの人々からスポーツがよりいっそう愛されるものとなることを目指すものである。

II 暴力行為をなくすために

1. このガイドラインにおいて、暴力行為とは、直接的暴力・暴言・脅迫・威圧・侮辱等により、相手を精神的・身体的に傷つけることをいう。
2. 指導者は、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
 - ①選手、チームに規律を植え付ける意図であろうと、その他いかなる意図であろうと、暴力行為を行ってはならない。常に自身を律する意志を強くもつ。
 - ②生徒が自分の意に沿わない言動をとったときに、暴力行為に頼っても、何ら問題を解決できるものではないことを理解する。
 - ③暴力行為には、肉体的な暴力だけでなく、暴言・脅迫・威圧・侮辱等により相手を精神的に傷つけること（人格を否定するような言動や、存在を無視するような態度）も含まれること。
 - ④言動に対する受け止め方には、個人差や男女差、その人物の立場等により差があり、

親しみを表すつもりと言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を傷つけてしまう場合があること。

- ⑤暴力行為を受けた者は、指導者等との人間関係を考えて拒否することができないことや、明確な意思表示がしづらいが、それを同意・合意と勘違いしてはならないこと。特に、指導者と競技者との間では明確な意思表示がされにくい構造にあることを認識しなくてはならない。

Ⅲ セクハラをなくすために

1. このガイドラインにおいて、セクハラとは、相手を不快にさせる性的な言動により、運動部活動（スポーツ）に携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう。
2. 役員・指導者・競技者等は、自らがセクハラを行うことがないよう、指導者や競技者等の立場の違いを超えて相手の人格を尊重するとともに、以下の事項を十分に理解・認識しなければならない。
 - ①セクハラに当たるか否かは、自らの判断によって決まるものではなく、相手が不快に感じているか否かが基準となるものである。
 - ②言動に対する受け止め方には、個人差や男女差があり、親しみを表すつもりと言動であっても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合がある。
 - ③「この程度のことは相手も許容するだろう」とか「相手との良好な人間関係や信頼関係ができてから大丈夫」といった勝手な思いこみをしてはならない。
 - ④指導や体調管理等の目的で相手の身体に触れるときは、本人の了解を得るとともに、できる限り、着衣の上から触れ、また第三者の同席を求めるなどして、誤解を与えぬよう配慮する。
 - ⑤相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返してはならない。
 - ⑥セクハラを受けた者は、指導者等との人間関係を考えて拒否することができないなど、明確な意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。特に、指導者と競技者との間では、拒否の意思表示をすれば指導を受けられなくなるのではないかと、ひいては運動部活動（スポーツ）を続けられなくなるのではないかとといった思いから、明確な意思表示がされにくい構造にある。
 - ⑦セクハラに対する相手の対応により、指導のあり方や大会への出場選手選考等にあたって相手に不利益を与える扱いは、決してしてはならない。
 - ⑧セクハラは、男性が被害者となる場合もあるし、指導者と競技者との間や男女間だけでなく、競技者間（先輩・後輩間や同輩間）や同性間で起こる場合もある。たとえば、性的な事柄に関する冷やかし・からかいは、いじめの問題であるとともに、セクハラの問題でもある。
 - ⑨運動部活動（スポーツ）に携わっている時間中のセクハラに注意するだけでは不十分であり、たとえば、大会終了後の飲食の場等におけるセクハラにも十分注意する。
3. セクハラを受けた者は、その被害を深刻なものにしないために、一人で我慢しているだけでは問題は解決しないことを理解させる。
 - ①セクハラに対しては、勇気を持って毅然とした態度をとり、明確に拒絶の意思表示

をする。

②先輩や同僚、友人など、身近な信頼できる人に相談する。

③関係諸団体の相談窓口等への相談も考える。

4. 他人がセクハラを行い、またはセクハラ被害を受けていることを知った者は、見て見ぬふりをする事なく、セクハラを行っている者に対してセクハラをやめるよう忠告するなど、勇気を持って具体的行動に出ることが望まれる。周囲の者の沈黙は、セクハラ被害をより深刻なものとする事が理解されなければならない。

IV 社会の範となるために

役員・指導者・競技者等は、セクハラ・暴力行為の防止に努めるほか、常に以下の事項を意識し、運動部活動（スポーツ）が青少年の夢と希望であり続け、また運動部活動（スポーツ）に携わる者が社会の範として信頼され続けるよう、努めるものとする。

- ①常に品位を保持し、公共の場における態度・言動・服装に注意を払う。
- ②理由のない差別をすることなく、平等の精神を持ち、他者の人格を尊重する。
- ③他者のプライバシーを尊重する。たとえば、競技場の内外における盗撮行為には毅然と対処する。
- ④フェアプレイ精神を重んじ、ドーピングや、登録・大会参加申込み等に際しての虚偽申請といった不正行為は、絶対に行わない。
- ⑤法律や条例等の法規範を遵守し、違法行為をしない。

長野県中学校体育連盟スローガン

「伸びる 育つ 笑顔の部活動」

長野県中体連活動方針

本連盟は、上記スローガンのもと、長野県中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強および体育・スポーツの振興を図るために、以下のとおり活動を進めていきます。

- 一 私たちは、長野県中学生のスポーツ文化を発展させるために、スポーツ・運動部活動の場から全ての非違行為を排除します。
- 一 私たちは、長野県中学生のスポーツ文化を発展させるために、長期的展望に立った科学的・合理的な指導のあり方を学び、発信していきます。
- 一 私たちは、長野県中学生のスポーツ文化を発展させるために、生徒のニーズに応じ得る関係者とのよりよい連携のあり方を探り、発信していきます。